

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 2月 5日

【会社名】 株式会社明電舎

【英訳名】 MEIDENSHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 浜崎 祐司

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎二丁目 1番 1号 ThinkPark Tower

【電話番号】 03-6420-8150（代表）

【事務連絡者氏名】 総務部文書株式課長 田島 誠也

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目 1番 1号 ThinkPark Tower

【電話番号】 03-6420-8150（代表）

【事務連絡者氏名】 総務部文書株式課長 田島 誠也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目 8番20号）

1【提出理由】

当社がインドのPrime Meiden Limited（以下PML社）及びその株主との間で2016年6月1日に締結した株式買取及び株主間契約（以下契約書）に関し、当社に契約違反等があったとして金銭を要求する仲裁申立が、2018年1月31日付でシンガポール国際仲裁センターの仲裁廷に受理されました。

本件仲裁申立における賠償等の請求の総額が、平成29年3月期末における純資産額の15%を超えているため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）当該仲裁申立の提起があった裁判所

シンガポール国際仲裁センター

（2）当該仲裁を申し立てた者及びその概要

仲裁を申し立てた者

PCI Limitedほか6名のPML社株主

仲裁を申し立てた者の概要

名称 PCI Limited

所在地 Prime Group Building,11/5B,Pusa Road,New Delhi-110 005,India

代表者 Mr.Surinder Mehta

（3）仲裁申立の内容及び損害賠償額

先方は、当社がPML社の会社価値を毀損し、その結果、株主に損害を与えた等として、12,597,000,000インドルピー（約217億円）の金銭を要求しております。

（4）今後の対応

本申立の内容は契約書に則っておらず不適切であり、当社としては、契約書に則り事実関係や法的根拠を説明することにより、早期の仲裁申立却下に向け真摯に対応してまいります。

なお、現段階において、本仲裁が当社の業績に与える影響等はないものと考えております。今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。